

# 春の火災予防運動

3月1日(金)～  
3月7日(木)



### 3つの習慣

- 1 寝たばこは、絶対やめる。
- 2 ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- 3 ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

### 4つの対策

- 1 逃げ遅れを防ぐために、**住宅用火災警報器**を設置する。
- 2 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、**防炎品**を使用する。
- 3 火災を小さいうちに消すために、**住宅用消火器等**を設置する。
- 4 お年寄りや身体の不自由な人を守るために、**隣近所の協力体制**をつくる。

**住宅防火**  
いのちを守る  
7つのポイント

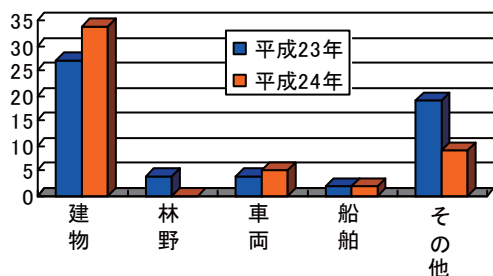
## 平成24年 火災・救急 速報

### 火災概況

平成24年中に宇和島地区管内で発生した火災は50件で、前年の56件に比べ6件の減少となっています。また、月平均出火件数は4.17件で、およそ7日間に1件の割合で火災が発生しました。

火災種別では、建物火災34件、車両火災5件、船舶火災2件、その他火災9件となっています。

出火原因では、こんろ7件、配線器具6件、たばこ5件、放火・放火の疑い5件、火あそび3件、風呂かまど3件、電灯・電話等の配線3件、たき火3件、交通機関内配線2件などとなっており、昨年、トップであった放火・放火の疑いが5件減少し、こんろがトップとなっています。

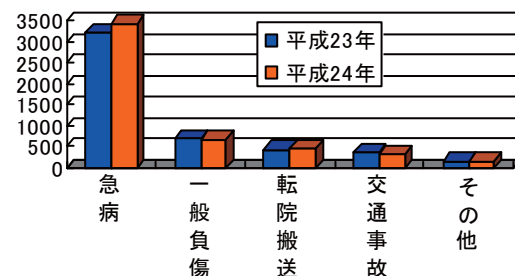


### 救急概況

平成24年中の救急出場件数は5,076件で、前年に比べ195件増加し、搬送人員においては4,777人で159人増加しています。これは平成5年の出場件数、搬送人員と比べると約2倍となっており、過去最高となっています。

事故種別では、急病3,437件、一般負傷686件、転院搬送459件、交通事故331件、その他163件となっています。

管内人口が減少しているにも関わらず、救急出場件数が増加しているのは、管内における、高齢者人口の割合が相対的に増したことや、救急車をタクシー代わりに利用するなど、頻回利用者を含めた不適切利用の増加などが要因として考えられます。



## 宇和島城にて防火訓練を実施しました

昭和24年1月26日に法隆寺金堂壁画が焼損したことから、毎年1月26日を「文化財防火デー」と定め、この日を中心として文化財を火災等の災害から守るため、全国各地において文化財防火運動が展開されています。当市でも1月25日(金)に関係機関が多数参加し、宇和島城で防火訓練が行われました。今回の訓練は、城山天守西側山林において火災が発生したという想定で行われ、シルバー人材センターの職員による119番通報、屋外消火栓からの放水、城山を守る会のメンバーおよび市役所文化課職員によるバケツリレー、宇和島消防署消防隊の水幕・放水による消火活動が行われました。

いつ発生するかわからない火災等の災害から、貴重なかけがえのない文化財を守るため、宇和島市においても宇和島市地域防災計画に基づいて、防災機関、民間協力団体が一体となって、通報、消火、避難及び通信連絡訓練等を毎年実施しております。



# エアゾール式簡易消火具の破裂事故にご注意!

昨年11月、管内において、エアゾール式簡易消火具の破裂事故が発生いたしました。この事故は、万が一に備えて一般家庭の台所に置いていたエアゾール式簡易消火具が突如として破裂したもので、幸い住民の方にケガ等はありませんでした。

このような事案は、近年、全国各地で発生が報告されており、平成24年9月30日時点で5,738件に達しております。破裂の原因としては、製造工程に不具合があり消火具内部の腐食が進行することによって、「大きな音をとめない破裂」するとされています。

現在、該当する簡易消火具は自主回収の対象商品とされ、業者による回収が進められておりますが、まだ多数の簡易消火具が回収・廃棄されずに残っていることが考えられます。今一度、みなさんのご家庭・職場等に該当する簡易消火具が置いてないか確認してください! 万が一、該当する簡易消火具が見つかった場合は、下図の手順に従って対応してください。

## まだある、どこかに!

エアゾール式簡易消火具 をお持ちのお客様へ  
自主回収 対象商品の廃棄処分をお願い

新聞社告等でご案内させていただいておりましたが、ヤマトプロテック株式会社製のエアゾール式簡易消火具の一部におきまして、製造工程上の不具合を原因とする内部腐食の進行により「大きな音をとめない破裂事故等」が発生し、皆様には大変ご迷惑をおかけ致しておりますことを、深くお詫び申し上げます。

弊社では、これまで皆様のご協力を得て自主回収を推進してまいりました。しかし、今年で製造から10年が経過しておりますが、まだ多数の消火具が残っている可能性が高く、事故防止を図る観点から、今後とも皆様方のご協力を得て一層の回収・廃棄に努めてまいります。

■対象商品 (自主回収) 【ヤマトボーク】

製造ロット番号	品質保証期間
K0331	2005.01
K0331	2005.02
KN326	2005.02
KD317	2005.03
K1426	2005.04
K2407	2005.05
K2420	2005.05
K3407	2005.06
K3419	2005.06
K4422	2005.07
K7424	2005.10

製造ロット番号と品質保証期間は、各缶に表示しています。

例えば、2005年10月に品質保証期間が満了の場合、以下のように記載されています。

2005.10

■対象商品 (自主回収) 【FIMボーク】

製造ロット番号	品質保証期間
KN301	2005.02
KN322	2005.02
KD319	2005.03
K1425	2005.04
K2408	2005.05
K2421	2005.05
K3406	2005.06
K3418	2005.06
K4423	2005.07
K7425	2005.10

対象商品の品質保証期間は、2005.01～2005.10

回収および廃棄率 約70%

製造から10年経過

対象商品 (自主回収) は、上記の製造ロット番号をご確認ください。すでに全ての商品は生産を中止しており品質保証期間も過ぎておりますので、このチラシ裏面に記載しております【廃棄処分の仕方】を参考に廃棄処分をお願いします。また、お客様の安全と安心をより確かなものとするため、上記の対象商品 (自主回収) をお持ちで廃棄処分に関してご困りのお客様は、弊社お客様相談窓口までご連絡ください。なお、廃棄処分の対応が難しい方は、回収セットをお送りいたしますので、お申し出ください。今後このようなことのないよう一層の管理体制の向上に努める所存でございますので、何卒、ご理解とご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

※品質保証期間が2005年11月以降の商品は、製造方法を改善し、品質管理も徹底しております。液漏れや亀裂・破損がおこる可能性はございません。

お問い合わせ

この件に関するお問い合わせ・質問などは、弊社までご連絡ください。

ヤマトプロテック株式会社

お客様相談窓口 ☎0120-801-084

受付時間・月～金(祝日除く) 午前9:00～午後5:00

弊社ホームページでも詳細を掲載しております。

<http://www.yamatoprotec.co.jp/>

携帯サイトでも詳細を掲載しております。

下記QRコードを御覧ください。

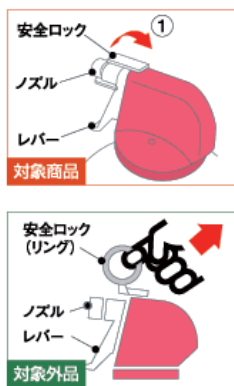
**対象商品** 安全ロックにリングのついていないもの

- 安全ロックのノズル先端側を、まっすぐに①の矢印方向へ一杯まで引き起こし、完全にちぎりとってください。

**対象外品** 安全ロックにリングのついていないもの

- キャップを取り、リングを矢印方向へ引いてください。

- レバーを握り、バケツなどに全量放射してください。排水口に直接放射してもかまいませんが、その際は、消火薬剤が飛び散ることがありますのでご注意ください。(放射するときは、本体を45℃以上傾げず放射してください。左右方向、後ろ方向に傾けて使用しないでください。ガスのみが出て、十分に消火薬剤が放射されない恐れがあります)
- 残ガスを完全に抜いてください。(30秒程度で全て出すことが出来ます)
- 消火薬剤は水を主成分とした洗剤に近い成分です。下水などに流しても問題ございません。
- 空になった容器は、お住まいの自治体のルールに従ってご処分ください。





**■誤って放出された場合■**

- 薬剤は水溶性ですので、から拭きで薬剤を除去した後に水拭きのお掃除をオススメします。さらにべとべつ感のある場合は、さらに水拭きとから拭きをしてください。また、お肌の弱い方は、薬剤が手に付いた場合、肌荒れなどを起こす事も考えられますので、ゴム手袋・モップなどの使用をオススメします。

**■廃棄上のご注意■**

- 人に向けて放射しないでください。
- 商品缶体に取り扱いにおける注意事項が記載されておりますので、ご確認ください。
- 消火薬剤がかかったときは、多量の水で洗い流してください。特に消火薬剤が誤って目に入ったときは、すみやかに水道水で洗い流してください。もし、充血したり目に痛みを感じたときは、医師の診察を受けてください。



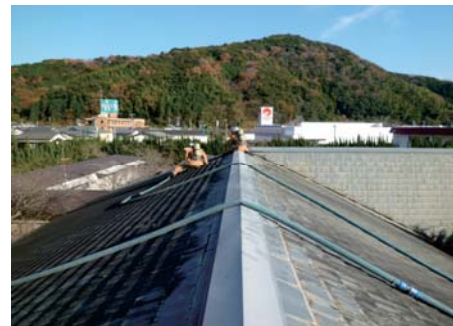


## 解体予定建物で実戦訓練



昨年12月、宇和島地区消防署は、関係者および近隣住民の方々に協力をいただき、解体が予定されている旧宇和島寿楽荘(宇和島市保田)を利用した実戦訓練を行いました。

今回の訓練では、ホース延長訓練など、より現場に近いさまざまな訓練を実施しました。訓練期間中、多数の隊員が訓練に参加し、災害現場を意識した大変有意義な訓練を実施できたものと思います。今後もこのような建物等を利用した訓練を継続して実施する予定です。



## 取り付けましたか? 住宅用火災警報器

住宅用火災警報器は平成23年6月1日から完全義務化となり、新築、既存を問わずすべての住宅に設置が義務付けとなっています。火災による死者の大半を一般住宅における高齢者の逃げ遅れが占めることから、住宅用火災警報器の設置は、火災による死者の減少に多大な効果があると考えられます。

まだ設置がお済みでないご家庭では、家族や大切な人を火災から守るためにもすぐに取り付けましょう。

お問い合わせは、宇和島地区広域事務組合消防本部 予防課 電話 0895-22-7501

